平成２７年（再イ）第１号

和歌山県岩出市水栖58番地の14

再生債務者　米澤　高志

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月８日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月８日まで

平成27年６月10日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第１号

福島県須賀川市木之崎字北原２番地173

再生債務者　関根　裕子

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月14日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月10日まで

平成27年６月10日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２７年（再イ）第２３号

兵庫県三木市別所町朝日ケ丘35番地の64

再生債務者　森川　　敏

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月30日まで

平成27年６月９日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第３５号

岡山県笠岡市広浜820番地１

再生債務者　山下　泰弘

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月30日まで

平成27年６月９日　岡山地方裁判所倉敷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第６号

千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番11―104号

再生債務者　栗原　知子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成27年６月８日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再イ）第４７号

静岡県浜松市北区細江町中川3184番地の２

再生債務者　内山　純一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年６月10日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２６年（再イ）第５４号

岡山市南区豊成１丁目１番25―２号

再生債務者　井原　行子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年６月10日

岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第４号

埼玉県鴻巣市赤見台２丁目16番30号

再生債務者　渡部　新吾

1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月30日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月14日から平成27年７月21日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１号

北海道標津郡中標津町西14条北15丁目２番地１

再生債務者　平松　正也

1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月17日から平成27年８月７日まで

釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２７年（再ロ）第１号

愛媛県新居浜市庄内町６丁目８番16号　モンテパーズレＩ棟203号

再生債務者　門屋　泰生

1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月６日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月27日まで

松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再ロ）第４号

熊本市南区日吉１丁目８番20―303号

再生債務者　右山　智明

1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月22日から平成27年７月29日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第９号

名古屋市緑区鳴子町３丁目31番地の２　モアグレース鳴子204号

再生債務者　西沢　春茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年６月９日

名古屋地方裁判所民事第２部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十七年六月四日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十七年六月五日にそれぞれ終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十七日

掲載頁　四十七頁（号外第八十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十日

掲載頁　五十頁（号外第一三〇号）

平成二十七年六月十八日

大阪市北区国分寺二丁目二番四一号

（甲）株式会社タツミヤ

代表取締役　小野　信男

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一六番六号サンレミナス一〇一号

（乙）株式会社タツミヤ東京

代表取締役　小野　浩嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社サンヴィレッジとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十八日

栃木県足利市寺岡町三五一番地

合同会社Ｓｕｎ　Ｖｉｌｌａｇｅ

代表社員　三村　挑嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十八日

東京都西多摩郡檜原村二四三〇番地

合同会社数馬観光デザインセンター

代表社員　岡部　重久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年八月一日であり、組織変更後の商号は日本ゴム株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

平成二十七年六月十八日

岐阜県大垣市大外羽二丁目一三番地

日本ゴム化学合資会社

代表社員　渡辺　克彦